

大船渡

ゴールを目指して全力疾走

6月25日、大船渡北小学校の運動会が大船渡小学校校庭で行われました。

震災の影響により、例年よりも規模を縮小しての運動会となりましたが、児童たちは、たくさんの声援を受けながら、はつらつと各種競技に臨み、笑顔で楽しい時間を過ごしていました。



📌 主な内容

- 復興に向けた地区懇談会
まちづくりに関する貴重な意見が多く寄せられました…… P 2～7
- 税務課からのお知らせ…… P 8～9
- 応急仮設住宅についてのお知らせ…… P 11

吉浜地区

(6月9日開催)



- ▷吉浜は、過去の教訓を生かした住宅の高台移転事例として、世界からも注目されている。特区としてモデルとなるよう国・県に要望すべき。
- ▷震災時に防災無線の受信機から情報が全然入らなかった。きちんと機能するよう見直しをしてほしい。
- ▷震災時はラジオが唯一の情報網だったが、感度が悪く、知りたい情報が入ってこなかった。非常時に情報を確保できるようにしてほしい。
- ▷民間企業に漁業権を開放することが絶対ないようしてほしい。
- ▷漁港の整備が吉浜にとっては最重要課題。若い後継者のためにも最優先すべき。
- ▷高速道路が通れば、釜石・大船渡への通勤も便利になるので、公営住宅などの計画があるのであれば、吉浜に設置してほしい。
- ▷被災農地は、復旧とほ場整備を併せて実施し、機械化が可能な農地にすべき。

～復興に向けた地区懇談会～

まちづくりに関する貴重な意見が多く寄せられました

▷問い合わせ先＝災害復興局(☎内線364・365)

■復興に向けた地区懇談会開催状況■

地区	開催日	会場	参加者数
越喜来	6月6日(月)	甫嶺小学校体育館	132人
吉浜	6月9日(木)	吉浜地区拠点センター	62人
蛸ノ浦	6月10日(金)	蛸ノ浦小学校体育館	72人
綾里	6月14日(火)	三陸B&G海洋センター体育館	101人
赤崎	6月16日(木)	市役所議員控室	133人
盛	6月17日(金)	市役所議員控室	87人
大船渡	6月20日(月)	市役所議員控室	235人
末崎	6月21日(火)	末崎中学校体育館	264人
猪川	6月22日(水)	猪川小学校体育館	94人
立根	6月23日(木)	立根生活改善センター	79人
日頃市	6月24日(金)	日頃市地区コミュニティセンター	96人
合 計			1,355人

市では、市民の皆さんの声を復興計画の策定に反映させるため、6月6日から6月24日まで、市内11会場で「復興に向けた地区懇談会」を開催しました。

懇談会には、全体で1,355人が参加。参加者からは、復興に向けたまちづくりに関する多くの貴重な意見が寄せられました。

今回は、寄せられた意見の中から地区ごとにいくつか紹介します。

蛸ノ浦地区

(6月10日開催)

- ▷蛸ノ浦小学校には仮設住宅が建設されている。子どもたちのためにも、広い運動場を早急に確保してほしい。
- ▷教育の場である赤崎小・中学校が被災した。高台に並ぶように優先的に建設してほしい。
- ▷長崎への道路は1本しかない。子どもたちの通学路でもあるので、安全に通行できる道路の早期整備を望む。
- ▷移転のための住宅地が不足しているため、蛸ノ浦貝塚へ住宅地を造成できるよう文化財規制の緩和について、国に働き掛けてほしい。
- ▷河川がある地域が大きな被害を受けている。河川堤防のかさ上げが必要。
- ▷海中のがれき撤去や、カキの仮養殖施設を本施設に移すにはどうすればよいかなど、漁業者と話し合いながら進めるべき。
- ▷自分のいる場所の高さが分かるよう、海拔の高さを表示する標識があるとよい。



越喜来地区

(6月6日開催)

- ▷北里大学が早期に戻ってくるように運動を進めるとともに、学生が安全・安心して住める住環境を整備してほしい。
- ▷商業・公共施設を集約して複合施設にするなど、1カ所に集約することで、高齢者にとっても住みやすいまちになる。
- ▷仮設事務所や店舗として、「さんりくの園」の施設を利用し、商店街にしたい。
- ▷漁協組合員の拠り所として、多機能ビルを整備してほしい。
- ▷漁港復興の第一歩として、拠点漁港をどの漁港にするのかを定めるべき。
- ▷浸水地域の利用方法としては、運動公園や市民公園、遊園地のような施設がよい。
- ▷高台移転を進めるとしても、個人での土地売買は困難なので、市であっせんしてほしい。
- ▷高台移転の場合は、がけ崩れなどに対する慎重な対応が必要。



盛地区

(6月17日開催)



- ▷復興計画の中で、認定こども園を核とした福祉、教育、医療などの拠点形成をしてはどうか。
- ▷被災者の身体や心のケアは重要。カウンセリングなどが必要。病院・民間機関との提携により、電話相談が受けられる手立てをとってほしい。
- ▷子どもたちがこれからどのような場所でどのような教育を受けるのかが心配。学校のグラウンドが2年以上使えないということがないよう、2年以内に住宅を手当てすることが重要。
- ▷土地利用の規制緩和を国や県に要請して、有効活用につなげてほしい。
- ▷防潮堤の高さと土地利用規制の関係をはっきりさせ、住宅が建設できるのか、盛土した上で建てられるのか、早く方針を示してほしい。
- ▷迂回路がないので、整備をしてほしい。その際の残土で埋め立てをしてはどうか。
- ▷住宅が再建できない人に対しては、公営住宅が必要。



大船渡地区

(6月20日開催)

- ▷大船渡駅周辺に高層建築物をつくり、商店街はそこの中に入れてもらう。
- ▷浸水地域から高台にある避難所への幅の広い道路や、海岸から山側への避難路を整備すべき。
- ▷県道から海側を非居住地、山側を居住地とする。
- ▷大船渡線は気仙沼駅を終着駅とし、それ以北は代替のバスとする。
- ▷市の発足以来、港を生かしたまちづくりをしてきたが、これを変える必要はない。高台移転も港を生かすことを前提としてほしい。
- ▷地域のコミュニティーを考慮した高台移転を。宅地のかさ上げにしても、地域のつながりに配慮してほしい。
- ▷高齢者は、新たに家を建てるのは難しい。直ちに公営住宅整備に着手してほしい。
- ▷三陸縦貫自動車道の出入り口を増やしてほしい。
- ▷浸水区域(被災地)は土地の代替で対応するのか、買い取るのかを早急に示してほしい。

(5) 広報大船渡
23.7.5(No.962)



赤崎地区

(6月16日開催)

- ▷がれき撤去作業などの雇用に対して、給料を支払っていくことが大事。市役所職員や議員の給料を下げ、痛みを共有することが重要。
- ▷永浜は林道が住宅と大きく離れている。ラジオ送信所につながるような道路の整備を求めたい。
- ▷赤崎小・中学校の建設予定地はどのあたりになるのか。通学時の避難シミュレーションなどを行い、早期に学校建設を進めてほしい。
- ▷被災した子どもたちに経済的支援をしてほしい。
- ▷がれき置き場付近にバス停がある。粉じんがひどいので、対策をとってほしい。
- ▷海底のがれきが撤去されないと、底刺し網などの漁ができないので、迅速に対応してほしい。
- ▷公営住宅の整備を進めなければ、住宅再建できない人は取り残される。早く都市計画がはっきりするようにしてほしい。
- ▷職場の復興が最も大事。一日も早く都市計画や規制などの方向性を定めてほしい。



綾里地区

(6月14日開催)



- ▷綾里駐在所が全壊し、地域の治安が不安。県に働き掛け、早急な整備を望む。
- ▷綾里の公共施設は全壊・半壊し、消防署分遣所は間借りしている。早急に高台へ整備してほしい。
- ▷民間の人たちを策定委員会に加え、民間活力の導入を。まちづくりには発想の転換も必要。
- ▷地盤沈下により漁港が冠水し、漁船が接岸できないので、早急に復旧してほしい。
- ▷これからの定置網漁業、来年度のワカメ養殖に向け、漁船に係留できないなどの問題がある。国の直轄事業という強い力が必要。
- ▷特区を取り入れ、規制をできるだけ受けない中で復興を進めるべき。
- ▷国・県・市で新たに宅地を造成して、被災した土地を買い上げ、被災者が造成した土地を購入できるように。また、買い上げた土地は、工業・商業の場として売却するとよい。

(4)

立根地区

(6月23日開催)



- ▷農業振興地域が広がっているが、牧草地などのような土地は、指定地域から外すべき。
- ▷防災無線の放送は、緊急性を感じさせるような工夫を。
- ▷生活を支えるためにも、産業基盤整備と税の減免などによる企業への支援が必要。
- ▷沿岸中心都市としての拠点化のために、内陸と沿岸を結ぶ道路網の整備を進めてほしい。
- ▷高校生・大学生の就職支援をしてほしい。地域の復興に尽くしたいと考えている子どももいると思う。雇用の受け皿を確保してほしい。
- ▷若者層に絞った参加の場を設けて、意見を吸い上げることも必要。
- ▷自主防災組織の備品の充実を図ってほしい。
- ▷水門の開閉のために出動し、命を落とした消防団員もいる。水門は自動開閉装置にすべき。
- ▷雇用創出のために動いている企業もある。そのような企業が立地できるような土地利用を。



末崎地区

(6月21日開催)

- ▷高台移転の実現性が高いので、地元住民で場所を選びたい。泊里振興協議会では、意識調査のほか、場所選定の図面も作成した。移転場所は、従来のコミュニティが生かせるところだ。
- ▷高台移転に伴い、高齢者が自力で住宅を建て替えることは難しい。公営住宅が必要である。
- ▷住宅の高台移転は、店舗などを混在させた方がよい。店舗の移転も大事である。
- ▷避難路として海側から山側への道路が整備されていない。山ぎわには、高台移転の可能性がある土地もあるが、道路の整備も必要である。
- ▷衛星電話の設置など、情報孤立化の対策を考えてほしい。
- ▷子どもたちの運動場が全くないので対応を。
- ▷水産業とともに、グリーンツーリズムも推進し、基石の観光について再構築してほしい。
- ▷地域ごとに女性のワークショップを定期的開催し、発言できる機会を設けてほしい。



日頃市地区

(6月24日開催)

- ▷大船渡に多くのボランティアが来ている。何年か後に訪れる機会があると思うので、観光産業の発展につなげてほしい。
- ▷防災教育の取り組みを強化し、日ごろから意識を高め、次の世代に語り継ぐ教育を。「防災」を科目に設定し、学校教育に位置付けてはどうか。
- ▷材木が流れて被害を受けた人もいる。日頃市にストックヤードを設置してはどうか。
- ▷仕事場の再建が重要。誘致したい企業をリストアップして、アプローチしてはどうか。
- ▷気仙材を活用した住宅供給をしてはどうか。地元での雇用も創出できる仕組みを。
- ▷三陸縦貫自動車道にパーキングをつくり、地元物産の宣伝や販売促進につなげてはどうか。
- ▷安全性が高い地域として、火力発電所などを誘致してはどうか。
- ▷ジオパークとして地域を活用することが、活性化につながるのではないかな。

(7) 広報大船渡
23.7.5(No.962)



猪川地区

(6月22日開催)

- ▷高齢者など弱い立場の市民を忘れないことを各種事業の基本路線としてほしい。
- ▷仮設住宅が小学校に建てられ、子どもたちの行き場がない。盛川の草を刈って、子どもの遊び場にできないか。
- ▷消防屯所が22カ所被災している。消防団の体制を見直してはどうか。
- ▷三陸縦貫自動車道は、大船渡の市街地からICが遠い。基石海岸と大船渡のIC間に新たなICを設置してほしい。
- ▷盛川の堤防のかさ上げがなければ、猪川町も被害を受けるだろう。早急に対策をとってほしい。
- ▷かさ上げした土地への住宅の建設は、地震被害を受けるので十分に考慮してほしい。
- ▷防災無線が反響して聞き取りにくくなっているため、各家庭に戸別受信機を設置してほしい。
- ▷「津波防災都市」として、津波に関する学術・文化のすべてが結集したまちをつくってはどうか。



(6)

税務課からのお知らせ

1 市税の申告・納付期限について

東日本大震災の影響で延長していた3月11日以降の市税の申告・納付期限などは、下表のとおりです。
 なお、被災された人に対する市県民税や固定資産税などの減免の適用については、現在、国の対応などを含め検討しています。減免の内容や適用方法などが決まり次第、納付書を送付する前にお知らせする予定です。

■震災などにより、納期限内に納めることができない場合は、納付書などが届いた後でかまいませんのでご相談ください。

■震災を理由とする納期限後の申告や申請などについても、状況に応じて対応することとしていますのでご相談ください。

■本年度も市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の公的年金からの引き落としを継続しますが、納付書での納付を希望する場合はご相談ください。

■平成23年2月・3月に加入したことで、月割の税額などが生じた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料や、平成23年2月以降の修正申告などで増額となった市県民税などの納付期限は、平成23年8月31日となります。納付書は8月上旬発送予定です。

所得証明、り災証明、被災証明などの窓口業務は、7月から平日のみの対応となっています。

対象となる申告・納付期限など	申告・納付期限など
①以下に定める納付・納入期限を除く平成23年3月11日から7月24日までに到来する申告・納付期限など	平成23年7月25日(月)
②平成23年度軽自動車税(納付書による納付) ○納付書発送予定=7月上旬	平成23年8月1日(月)
③平成22年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	平成23年4月11日納期限 (特別徴収3月分)
	平成23年5月10日納期限 (特別徴収4月分)
	平成23年6月10日納期限 (特別徴収5月分)
④平成23年度市県民税	納付書による納付(普通徴収) ○納付書発送予定=8月上旬
	給与からの差し引きにより特別徴収義務者が納入(特別徴収) ○納入書発送予定=8月上旬
⑤法人市民税	第1期 平成23年9月30日(金) 第2期 平成23年11月30日(水) 第3期 平成24年1月31日(火) 第4期 平成24年3月30日(金) 平成23年10月11日~平成24年6月11日までの毎月の10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日) ※9月分から5月分まで、9回の給与差し引きとなります。 未定となっています。 ※今後、国で決定する法人税の申告・納付期限などに合わせる予定のため、法人税の取り扱いに準じて申告書の定期的な送付は見合わせています。 申告が可能な法人には、個別に郵送していますのでご連絡ください。
⑥平成23年度固定資産税(納付書による納付) ○納付書発送予定=8月上旬	第1期 平成23年8月31日(水) 第2期 平成23年10月31日(月) 第3期 平成23年12月26日(月) 第4期 平成24年2月29日(水)
⑦平成23年度国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(納付書による納付) ○納付書発送予定=9月上旬	第1期 平成23年9月30日(金)
	第2期 平成23年10月31日(月)
	第3期 平成23年11月30日(水)
	第4期 平成23年12月26日(月)
	第5期 平成24年1月31日(火)
	第6期 平成24年2月29日(水)
	第7期 平成24年3月30日(金)

金融機関が被災し、関係書類などが流失したために、震災当日または数日前までに納められた市税などが不明になっている事例があります。心あたりのある人は、納付した金融機関にお問い合わせください(領収書などをお持ちの人は、金融機関に持参してください)。

2 軽自動車税の減免申請について

身体などに障がいがあるため歩行することが困難な人などが所有する軽自動車で、対象となる場合は、軽自動車税が減免されます。

▷対象となる軽自動車

①障がいのある人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する場合(障がいのある人1人につき1台とし、事業用のものは除く)

- ・障がいのある人が自ら運転している場合
- ・生計を一つにする家族が、もっぱら障がいのある人の通学、通院などのために運転している場合(身体に障がいのある18歳未満の人、知的障がい・精神障がいのある人と生計を一つにする家族が所有する軽自動車を含む)
- ・障がいのある人を常時介護している人が運転している場合(障がいのある人のみで構成される世帯の人を介護している場合に限る)

②障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳の交付を受けている場合は、右表に示す区分に該当する人が対象となります。

※戦傷病者手帳の交付を受けている人は、別に該当項目がありますので、お問い合わせください。

※減免を受けることができる車両は、障がいのある人1人につき年間1台です。県税の自動車税の減免を受ける場合、軽自動車税は対象になりませんのでご注意ください。

▷申請期限=7月25日(月)【期限厳守】

▷申告・納付期限についての問い合わせ先

- 市税に関すること=市役所税務課
市県民税について【☎内線154】/法人市民税について【☎内線151・170】/国民健康保険税について【☎内線153】/軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について【☎内線170】/固定資産税について【家屋・償却資産：☎内線155/土地：☎内線156】/納税について【☎内線152・157・158・161】
- 国税(所得税・法人税など)に関すること
大船渡税務署【大船渡法務合同庁舎内(☎☎3481)】
- 県税(自動車税・不動産取得税・法人県民税など)に関すること
大船渡地域振興センター県税室【☎☎9912】

▷軽自動車税の減免申請についての申請先/問い合わせ先

税務課諸税係(☎内線153・170)/三陸支所総務課市民係(☎内線7143)

減免の対象となる障がいの程度

障がいの区分	障がいの級別
視覚障がい	1級~4級
聴覚障がい	2級、3級
平衡機能障がい	3級
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級
下肢不自由	1級~6級
体幹不自由	1級~3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	①上肢機能…1級、2級(片腕のみに運動機能障がいがある場合を除く) ②移動機能…1級~6級
心臓機能障がい	1級、3級、4級
じん臓機能障がい	1級、3級、4級
呼吸器機能障がい	1級、3級、4級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級、4級
小腸の機能障がい	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級~4級
肝機能障がい	1級~4級
精神障害者保健福祉手帳	1級
療育手帳	A

▷申請に必要なもの

軽自動車税納税通知書、印鑑、車検証、運転免許証、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳または戦傷病者手帳

国民年金についてのお知らせ

▽問い合わせ先

・国保年金課国民年金係(☎内線145・146)
・一関年金事務所(☎0191-234246)

■国民年金保険料の免除申請

平成23年度の国民年金保険料は、月額15,020円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請することにより、納付が免除または一部免除(一部納付)される制度があります。

免除申請は、更新時期が7月(学生納付特例制度は4月)となっています。免除を希望する人は、できるだけ7月中旬に申請をお願いします。

なお、保険料の免除を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなりますが、10年以内に追納(免除期間分を後から納付)ができますので、その際はご相談ください。
※平成22年7月分から平成23年6月分までの申請期限は、平成23年7月末です。
※申請結果は、日本年金機構から2、3カ月後に送付さ

れますが、震災の影響により遅れる場合もあります。

保険料免除制度の種類
国民年金保険料免除制度の種類は、左表のとおりです。

制度	内容
全額免除制度	保険料の全額(15,020円)が免除
4分の1納付制度	保険料の¼(3,760円)を納付【残りの¾(11,260円)が免除】
半額納付制度	保険料の½(7,510円)を納付【残りの½(7,510円)が免除】
4分の3納付制度	保険料の¾(11,270円)を納付【残りの¼(3,750円)が免除】

▽制度の利用条件
●本人、配偶者、世帯主の前年の所得

が、それぞれ一定の基準額以下であること

※離職した人は、職業安定所が発行する離職票、または雇用保険受給資格者証の写しなどを、被災された人は被災状況届(り災証明書が必要)を添付すれば、所得審査がありません。

※一部納付すべき保険料が未納となった場合は、免除が無効となり、未納期間として扱われますのでご注意ください。

▽持参するもの
●年金手帳、印鑑

▽その他
●保険料の口座振替を利用している人で、免除申請をする人は、口座振替の停止手続きも必要です。口座振替している通帳、通帳印を持参してください。

その他の保険料免除制度

○若年者納付猶予制度
●30歳未満の人の保険料納付が猶

応急仮設住宅についてのお知らせ

▽申込先/問い合わせ先
●都市計画課建築住宅係(☎内線328)

■応急仮設住宅(北里大学教職員宿舎)の入居者を募集します

市では、応急仮設住宅として、越喜来地区にある北里大学の教職員宿舎への入居者を募集します。

プレハブ式の応急仮設住宅に申し込んでいる人も申し込めませんが、すでに入居している人は、対象外となります。

▽募集宿舎
・明神道宿舎(三陸町越喜来字明神道16)
・杉下宿舎(三陸町越喜来字杉下124)

※どちらにも3階建てで、エレベーターはありません。
※諏訪前宿舎は、津波浸水域にあるため、応急仮設住宅として入居者を募集しません。
▽募集戸数
・明神道宿舎 10戸
・杉下宿舎 8戸

入居者を募集します

▽部屋のタイプ
・明神道宿舎 2K(7・5畳、6畳)
・杉下宿舎 3LK(6畳、4・5畳、3畳)

※どちらにもバス・トイレ付き
▽入居できる人
・居住する住宅が半壊以上の被害を受け、居住できなくなった人
・住宅が損傷を受け、修理・

補修のため仮住居を必要とする人
・二次災害の恐れがあり、その場所に引き続き居住できない人

民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅への入居申し込み

民間賃貸住宅(アパート・貸家・空き家など)などに入居した人に対し、2年間の家賃などを県が負担する、民間賃貸住宅の借り上げ制度の申し込みを締め切ります。
▽申込締切日 7月20日(水)

▽入居期間 2年間

▽入居費用の負担
●家賃は無料ですが、公共料金などは入居者負担となります。
▽入居者の決定
●抽選後、通知します。
▽申込締切日 7月22日(金)午後5時
▽その他
●日本赤十字社から家電セットが提供されます。

求職者の資格取得を支援

～技能講習の受講経費の一部を助成します～

市では、求職者の雇用促進を図るため、市が指定する技能講習の受講経費の一部を助成します。

▷助成対象となる技能講習
●労働安全衛生法に規定する次のいずれかの技能講習

- ①小型移動式クレーン運転技能講習
- ②ガス溶接技能講習
- ③フォークリフト運転技能講習
- ④玉掛け技能講習

▷対象
●次のすべての要件に該当する人

- ・市内に住所を有している人
- ・満18歳以上の人(学校などに在学中の人を除く)
- ・公共職業安定所に求職の申し込みをしている人
- ・助成対象となる技能講習を受講し、修了した人
- ・市税を滞納していない人

▷申請先/問い合わせ先
●商工観光物産課労政係(☎内線112)

ご利用ください 社会保険事務相談

- ▷期日・会場
・7月12日(火) = リアスホール
・7月27日(水) = 市役所第1会議室
▷時間 = 午前10時30分～午後4時

▷申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④基礎年金番号 ⑤連絡先の電話番号 ⑥主な相談内容を相談希望日の前日までにお伝えください。

▷申込先/問い合わせ先
一関年金事務所

(☎0191-234246)

亡くなられた人や会社などを辞めた人の年金に関する手続き

東日本大震災で亡くなられた人にかかわらず、年金の死亡に関する手続きをしていないご遺族は、市役所国保年金課または年金事務所へ、手続きの確認をお願いします。

また、配偶者が被扶養者から外れた場合にも、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への加入手続きが必要です。
会社などから交付される健康保険資格喪失証明書、年金手帳、印鑑を持参の上、国民年金係で手続きしてください。

持ち込みごみの

受け入れを一部再開します

震災の影響により一時中断していた、大船渡地区クリーンセンターへのごみの持ち込みは、粗大ごみに限り、受け入れを再開します。

- ▽再開日 7月11日(月)～
- ▽時間 午後1時～4時30分(土・日曜日、祝日を除く)
- ▽受け入れごみ 粗大ごみ(災害ごみは除く)

※燃えるごみ、燃えないごみ、資源古紙の持ち込みは当面できません。収集は通常どおり行っていますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先
大船渡地区クリーンセンター
(☎264739)

被災された農家の

経営再開を支援します

営農再開のための支援金を交付しています。詳しくはお問い合わせください。

▽対象 東日本大震災で津波などの被害を受けた地域で、営農再開に向けた農地などの復旧作業を共同(地域で復興組合などを組織)で行う農業者

▽復旧作業の内容(例)
・農地のごみ・がれきの除去
・水路などの簡易な補修
・集落共用部分の整備
・除草や地力増進作物の作付けなど

お問い合わせ先
農林課農政係
(☎内線345)

営農の種類と支援単価

再開する営農の種類	支援単価 (10%当たり)
水田作物	3万5千円
露地野菜(花きを含む)	4万円
施設野菜(花きを含む)	5万円
果樹	4万円

遺体安置所移設のお知らせ

大船渡市民体育館に設置していた遺体安置所は、勤労青少年ホームへ移設しました。

▽問い合わせ先
市民生活環境課環境衛生係
(☎内線124・125)

甲種防火管理講習の 受講者を募集

▽期日 8月4日(木)・5日(金)

▽時間 午前9時～午後5時

▽会場 ありあ遠野
(遠野市新町1・10)

▽対象 防火管理者の選任が義務付けられている事業所などに従事し、防火管理者として選任される予定のある人

▽受講料 6,000円

▽定員 100人

▽申込方法 申込用紙に必要事項を明記の上、直接持参またはファクスでお申し込みください。

※申込用紙は、大船渡地区消防組合消防本部、大船渡消防署、住田分署、三陸分署

綾里分遣所で配布しているほか、(財)岩手県防災保安協会のホームページ(<http://www.iwate-bousai.or.jp/>)からダウンロードできます。

▽申込先 (財)岩手県防災保安協会
協会【盛岡市本宮6丁目34・55】
(☎019-631-11635)

▽申込締切日 7月27日(水)午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

お問い合わせ先
(財)岩手県防災保安協会
(☎019-631-1625)

大船渡地区消防組合消防本部消防課予防係
(☎2119/内線22)

岩手県介護支援専門員実務研修受講試験を実施

▽試験日 10月23日(日)

▽時間 午前10時～正午

▽会場

・岩手県立大学(共通講義棟)
【岩手郡滝沢村滝沢字菓子152・52】

・盛岡大学【岩手郡滝沢村滝沢字砂込808】

▽受験資格 保健・医療・福祉分野で5年以上かつ90

市内の河川の 測量調査を実施します

岩手県では、市内の河川の災害復旧計画を策定するため、測量調査を実施します。

調査では、河川敷周辺の土地に立ち入り、必要最低限の測量杭などを設置しますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ▷期間 7月上旬～12月
- ▷対象河川 盛川、須崎川、船河原川、後ノ入川、合足川、浦浜川、泊川、甫嶺川、吉浜川
- ▷実施業者 中井測量設計株式会社
- ▷問い合わせ先
大船渡土木センター河川港湾課(☎279919)

災害復興住宅融資を 実施しています

住宅金融支援機構では、東日本大震災により住宅に被害を受け、り災証明書の発行を受けた人に対し、災害復興住宅融資を実施しています。

- ▷融資金利(平成23年6月現在)
 - ・建設・購入の場合=年0.00%～年1.67%
 - ・補修の場合=年1.00%～年1.67%
- ▷融資限度額
 - ・建設の場合(土地を取得して、木造の住宅を建設する場合)
1,400万円(基本融資額)+970万円(土地取得費)+450万円(特例加算額)
 - ・補修の場合(木造住宅の補修の場合)
590万円(基本融資額)

※引方移転・整地を伴う場合は380万円を加算
詳しい内容などは、住宅金融支援機構のホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)、または市役所1階市民ホールに備え付けているリーフレットをご覧ください。

▷問い合わせ先
住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)
(☎0120-086-353)
※受付時間=午前9時～午後5時(祝日を除く)

非常勤職員を募集します (障害児デイサービス指導員)

- ▷募集職種 障害児デイサービス指導員
- ▷募集人員 1人
- ▷応募資格
平成23年8月1日現在、保育士の資格または児童指導員、社会福祉主事の任用資格を有し、療育指導に興味のある人
- ▷雇用条件
 - ・雇用期間 8月1日～平成24年3月31日
 - ・勤務日 月～金曜日(祝日を除く)
 - ・勤務時間 午前9時～午後4時
 - ・勤務場所 総合福祉センター
 - ・報酬(月額) 135,500円
 - ・保険 社会保険に加入
- ▷応募方法 ハローワーク大船渡(☎24165)に履歴書を提出してください。
- ▷応募締切日 7月15日(金)
- ▷選考方法 面接を行い、採用者を決定します。面接の日程は後日連絡します。
- ▷問い合わせ先
保健福祉課障害福祉係(☎内線187)

紀室輝雄副市長が退任 新副市長に金野周明氏

平成11年4月1日から助役(平成19年4月1日から副市長)として、市政運営に尽力してきた紀室輝雄氏が、6月30日をもって退任しました。

新しい副市長には、7月1日から4年間の任期中、金野周明氏が就任しました。



紀室輝雄氏



金野周明氏

お祝い お悔やみ (敬称略)

6月6日～6月20日届け出

○お誕生おめでとう ()は保護者

(大船渡町)	古内 奏帆 (雅人)	山馬越
	川原 晴 (崇一)	宮ノ前
	山本 瑞季 (角洋)	明神前
	小山 陽向 (剛)	砂子前
(末崎町)	村上 操 (諭)	石浜
(赤崎町)	三浦 結愛 (梨沙)	生形
(猪川町)	永井 一華 (真幸)	前田
	笹野 颯星 (隼人)	長谷堂
(三陸町綾里)	田村 百春 (貴浩)	田浜下
	新沼 庵 (龍)	宮野

○ご結婚おめでとう

(末崎町)	橋内宏至♥渡部多恵子(石浜)
	村上 慧♥熊谷有紗 (小中井)
(赤崎町)	志田孔徳♥平山里美 (長崎)
(猪川町)	水野 明♥高橋加奈子(中井沢)
(立根町)	葛西俊哉♥武山真奈 (小林)
(日頃市町)	佐藤光明♥佐藤寿子 (大森)

○お悔やみ申し上げます

(盛町)	及川 覚 (76)	沢川
(大船渡町)	平山 五月 (87)	地ノ森
	舘脇 幸江 (52)	野々田
	杉山ミサヲ (88)	砂子前
	阿部 昌吾 (76)	下船渡
	平野 芳治 (86)	富沢
	村上 嘉男 (78)	明神前
	平山 節子 (77)	茶屋前
(末崎町)	後藤チギヨ (89)	鶴巻
	山本かつ子 (59)	泊里
(赤崎町)	金野伊佐雄 (87)	大立
	柏崎 慶子 (63)	佐野
	今野 秋雄 (61)	後ノ入
	平子幸之進 (85)	外口
	志田 敬二 (81)	大立
(猪川町)	猪股 光雄 (78)	沢田
	千葉 崇雄 (77)	中井沢
	阿部 三郎 (85)	富岡
(立根町)	菊池 利弘 (39)	上ノ台
(日頃市町)	大津 修平 (60)	下板用
	及川 藏人 (84)	沼川
	清水佳要恵 (62)	関谷
	佐藤 正人 (70)	沼川
(三陸町綾里)	加藤 静子 (83)	黒土田
(三陸町越喜来)	熊谷 裕子 (55)	杉下
(三陸町吉浜)	菅原 滋 (75)	上野
	柏崎ソメノ (95)	扇洞

「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案)」へのご意見を募集しています

岩手県では、「岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画」の策定に当たり、計画案について、県民の皆さんからご意見を募集しています。いただいた意見は、取りまとめ、提案意見やその意見に対する県の考え方を公表します。

▷募集期間＝7月31日(日)まで

▷資料を閲覧できる場所＝県庁行政情報センター、各合同庁舎行政情報サブセンター

※県公式ホームページ (http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/)でも閲覧できます。

▷提出方法＝①お住まいの市町村名②氏名(団体名)を明記の上、郵便、ファクスまたはEメールで提出してください(電話によるご意見の受け付けはしません)。

▷提出先/問い合わせ先

〒020-8570(住所記載不要) 県庁復興局企画課
(☎019-629-6945/☎019-629-6944/Eメール＝AJ0002@pref.iwate.jp)

岩手県暴力団排除条例 7月1日から施行

岩手県暴力団排除条例が制定され、7月1日から施行されました。条例を守り、暴力団のいない岩手県をつくりましょう。

▷条例の主な内容

- ・事業者が暴力団員に金品を出すことが禁止されました(悪質な違反は公表されます)。
- ・学校などの周辺に暴力団の事務所を開設することが禁止されました。
- ・事業者は、取引の相手が暴力団員などでないことの確認に努めなければなりません。
- ・暴力団の事務所に使用されることを知っていながら、不動産取引をすることが禁止されました(悪質な違反は公表されます)。

▷相談先/問い合わせ先

- ・岩手県警察本部組織犯罪対策課(☎019-653-0110)
- ・公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター(☎019-624-8930)
- ・大船渡警察署(☎☎0110)

【人口のうごき】	○人	□…39,607人(-91人)
		男18,918人(-32人)
6月30日現在		女20,689人(-59人)
()内は前月比	○世帯数	…14,338世帯(+12世帯)

入国警備官採用試験を実施

▽1次試験日 9月25日(日)
▽受験資格 昭和63年4月2日～平成6年4月1日生まれの人の人

▽受付期間

・郵送、持参 7月19日(火)～8月2日(火)
・インターネット 7月19日(火)～7月26日(火)

※申込方法など、詳しい内容はお問い合わせください。

▽問い合わせ先

仙台入国管理局総務課
(☎022-256-6076)

裁判所職員(裁判所事務官)採用三種試験を実施

▽1次試験日 9月11日(日)

▽試験地 盛岡市など

▽受験資格 平成2年4月2日～平成6年4月1日生まれの人の人

▽受付期間 7月12日(火)～7月21日(木)

▽申込先 1次試験の受験を希望する試験地にある裁判所

※申込方法など、詳しい内容はお問い合わせください。

▽問い合わせ先

岩手県人事委員会事務局
(☎019-629-6241)

お問い合わせください。
盛岡地方裁判所事務局総務課 人事第一係
(☎019-622-3352)

身体障がい者を対象とした岩手県職員採用選考試験を実施

▽1次試験日 9月18日(日)

▽試験会場 盛岡地区合同庁舎(盛岡市内丸1-1)

▽受験資格 自力により通勤ができ、介護者なしに事務職として職務の遂行が可能

な人で、次の要件をどちらも満たす人

・身体障害者手帳の交付を受けている人

・昭和57年4月2日～平成6年4月1日生まれの人

▽受付期間 7月15日(金)～8月15日(月)

▽その他 点字による受験を希望する人は、代筆により申し込みすることができません。

※申込方法など、詳しい内容はお問い合わせください。

▽申込先/問い合わせ先

岩手県人事委員会事務局
(☎019-629-6241)

～市町村交通災害共済に加入しましょう～

交通災害共済は、交通災害を受けた人、またはその遺族を救済する制度です。

万一の事故に備え、少ない掛け金で大きな保障が受けられる交通災害共済に加入しましょう。

▷対象＝市内に住民登録をしている人

※昨年加入した人は、今年の7月31日(日)で共済期間が終了します。

▷掛け金＝1人年額400円

▷共済期間

8月1日(月)～平成24年7月31日(火)

※8月1日以降に申し込みをした場合は、受付日の翌日午前0時からの共済期間となります。

▷加入方法＝加入申込書を各世帯に郵送で配布します。金融機関の窓口に参加申込書を持参の上、掛け金を添えて申し込んでください。手数料は掛かりません。金融機関窓口での取り扱いは、9月30日(金)までですが、それ以降の申し込みは、市役所本庁市民生活環境課で受け付けます。

※行政連絡員、班長による取りまとめは行いません。

※加入申込書は、金融機関の窓口にも備え付けています。

▷取扱金融機関＝岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、信用金庫、東北労働金庫、農業協同組合、岩手県信連、岩手信漁連、ゆうちょ銀行、郵便局

※岩手県内に所在するすべての店舗で対応可能です。

▷支給対象＝国内での交通事故(踏切での事故や自転車での事故も対象)

※事故の原因が無免許運転、酒気帯び運転、自殺など、加入者の故意による場合や、犯罪行為中、天災、歩行中の転倒などは対象外

▷見舞金の額＝2万円～110万円

(災害の程度による)

▷見舞金の請求手続き＝加入者証を持参の上、事故に遭った日から2年以内に手続きをしてください。手続きに必要な書類などは、お問い合わせください。

※2年を過ぎるとお支払いできませんので、ご注意ください。

▷問い合わせ先

市民生活環境課交通安全係(☎内線127・128)

絆

きずな

支援の輪

《 2 》

秋田県

能代市



大船渡市の復興のために、支援をいただいている自治体を紹介します。
第2回は、3月14日から、給水支援、健康巡回訪問や医療活動を実施するなど、多くの支援をいただいている、秋田県能代市です。

能代市は、秋田県の西北部に位置し、北部には、ユネスコ世界自然遺産の白神山地があり、西は日本海に接しています。

面積は約429㎡、また、人口は約6万人で、県内6番目の多さです。

昭和15年に市制を施行し、平成18年3月21日、米代川で結ばれていた二ツ井町と合併しました。

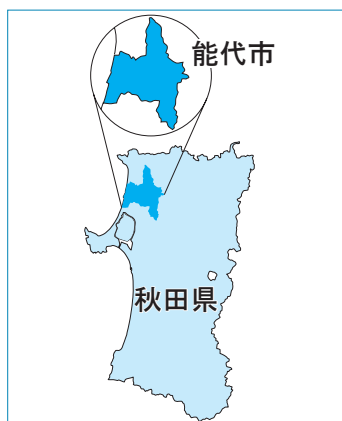
大船渡市は県内最大の国際港として、港を生かしたまちづくりを進めています。能代市でも、石炭を扱うエネルギー港湾の

役割のほか、循環資源を取り扱うリサイクルポートとしての利活用に取り組んでいます。

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究施設がある市町が

提携した「銀河連邦」の構成団体である能代市では、7月2日、3日に小惑星「はやぶさ」帰還カプセルの特別展示を開催し、子どもたちをはじめ、多くの市民が「はやぶさ」帰還の感動を新たにしました。

食料品などの物資支援をはじめ、保健師による健康巡回訪問、給水支援のほか、6月13日から16日まで「新緑の白神山地と秋田の温泉ツアー」に被災者を無料招待するなど、多くの支援をいただいています。



大船渡市へのメッセージ

能代市立二ツ井小学校4年生の皆さん

大船渡の皆さん、つらい生活に負けないでがんばってください。わたしたちは、大船渡が強いまちによみがえることを信じています。笑顔いっぱいの東北になれるように願いを込めて横断幕に応援メッセージを書きました。苦しい日は必ず終わります。復興に向かってがんばりましょう。



能代市立第四小学校児童会の皆さん

わたしたちの能代市は約30年前、地震で大きな被害を受けました。今回の大地震では大船渡市も大変な被害を受け、つらい思いをしていることと思います。「銀河連邦共和国」の仲間として、わたしたちは大船渡市の皆さんの力に少しでもなりたいと思っています。

